政令第三百二十号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年十一月十五日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年二月十五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
経済産業大臣　西村　康稔

押収物還付等公告令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十一号

押収物還付等公告令の一部を改正する政令

内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百十三条第九項及び第十項（これらの規定を民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百八十九条第三項及び非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「刑事訴訟法第四百九十九条第一項」の下に「（同法第五百十三条第九項（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百八十九条第三項及び非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三条第一項において同じ。）」を加え、「並びに同法」を「並びに刑事訴訟法」に改め、「同法第四百九十九条第一項及び第二項の規定」の下に「並びに同法第五百十三条第十項（民事訴訟法第百八十九条第三項及び非訟事件手続法第百二十一条第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三条第三項において同じ。）において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定」を加える。

第三条第三項中「又は第二項の規定」を「若しくは第二項の規定又は同法第五百十三条第十項において準用する同法第四百九十九条第一項の規定」に改める。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十五日）から施行する。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十二号

国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の項中

第五百七条	裁判の

を

共助刑の	

に改める。

第五百七条、第五百八条、第五百九条第一項、第五百十条第一項及び第五百十二条、第五百十三条第一項、第五百十四条並びに第五百十五条第四項	裁判の	
第五百十三条第一項	「裁判の執行を受ける者」	「共助刑の執行を受ける者」
第五百十三条第九項及び第十項	第一項及び第六項	「共助刑の執行」

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十五日）から施行する。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄